

富士吉田市公告第61号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおりプロポーザル方式における参加者を招請します。

令和5年12月22日

富士吉田市長 堀内 茂

1. 件名、履行内容及び履行期限

件名：道の駅富士吉田リニューアル設計業務

履行内容：別紙「道の駅富士吉田リニューアル設計業務仕様書」のとおりとする。

履行期限：契約日の翌日から令和7年3月14日まで

2. 参加者の資格要件及び参加条件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 富士吉田市入札参加資格者名簿に登載されている事業者であること。ただし、令和5年度入札参加資格中間審査において本市への登録手続きを済ませている事業者も可とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 富士吉田市の指名停止処分の期間中でないこと。
- (4) 営業停止処分は受けていないこと。
- (5) 申請提出期限の日又は指名通知の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りは出していないこと。（不渡りによる取引停止処分を受けた場合、処分を受けた日から2年を経過していることを含む。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立はし

ていないこと。

- (7) 富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。
- (8) 富士吉田市に納税義務がある参加者の場合にあっては、市税等の滞納がないこと。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触していないこと。
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。
- (11) 配置技術者は、次の条件を満たすものを各1人配置することとする。配置予定技術者が、単体企業の社員又は設計共同企業体の構成員の社員である場合は、本プロポーザルの公示日において3か月以上継続した直接雇用関係があること。なお、配置した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。

また、建築設計統括技術者（管理技術者）と意匠設計主任技術者以外の技術者は協力企業・事業所からの配置を認める。このとき、協力企業・事業所においては富士吉田市の入札参加資格を求めないものとする。ただし、協力事務所等（構成員含む）が申込締切日現在、指名停止、営業停止処分を受けていないこととする。

① 建築設計統括技術者（管理技術者）

主たる担当者には、参加者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置し、一級建築士の資格を有し、過去15年以内に延床面積2,500㎡以上の公共工事の設計を担当し業務を完了した実績のある者。

② 意匠設計主任技術者

一級建築士の資格を有し、過去15年以内に延床面積2,500㎡以上の公共工事の設計を担当し業務を完了した実績のある者。

ただし、建築設計統括技術者（管理技術者）と意匠設計主任技術者は兼ねることができる。

③ 構造設計主任技術者

構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

④ 電気設備設計主任技術者

過去15年以内に延床面積2,500㎡以上の公共工事の設計を担当し業務を完了した実績のある者。

⑤ 機械設備設計主任技術者

過去15年以内に延床面積2,500㎡以上の公共工事の設計を担当し業務を完了した実績のある者。

※公共工事とは富士吉田市、山梨県、国機関、都道府県、市町村、公団、公営企業、事業団が発注する建設工事をいう。

3. 担当部課

富士吉田市経済環境部 富士山課

住所 〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号

T E L 0555-22-2280

F A X 0555-24-2235

e-mail fujisan@city.fujiyoshida.lg.jp

4. プロポーザル参加表明書等の提出期限・場所・方法

**プロポーザル参加申請書**

提出期限：令和6年1月11日(木)午後5時までに必着のこと。

提出場所：富士吉田市経済環境部 富士山課

提出書類：① 参加表明書（様式1）

② 会社概要書（様式2-1～2-2）

③ 配置予定者の経歴調書（様式3-1～3-6）

提出部数：1部

提出方法：上記提出場所へ持参または郵送すること。

持参の場合：土、日、祝日を除いた平日の5時まで必着  
(持参する場合は、事前に連絡が必要)

郵送の場合：簡易書留郵便により提出のこと。

**質疑書**

提出期限：令和6年1月5日(金)午後5時までに必着のこと。

提出場所：富士吉田市経済環境部 富士山課

提出書類：(様式5) 質疑書

提出方法：上記提出場所へ持参または郵送すること。

持参の場合：土、日、祝日を除いた平日の5時まで必着  
(持参する場合は、事前に連絡が必要)

郵送の場合：簡易書留郵便により提出のこと。

## 企画提案書等

提出期限：令和6年2月2日(金)午後5時までに必着のこと。

提出場所：富士吉田市経済環境部 富士山課

提出書類：

(1) 企画提案書(鑑) (様式4)

(2) 新築道の駅のフロアプランと道の駅エリアのサイトプランの提案 (様式4-1、4-2、4-3)

(3) ライフサイクルコストを低減した建物の提案 (様式4-1、4-2、4-3)

(4) 道の駅富士吉田エリア整備にあたっての自由提案 (様式4-1、4-2、4-3)

(5) 設計業務見積書 (任意様式)

※(2)～(4)の提案課題については、提案課題(様式4-1、4-2、4-3)のA3用紙を利用し、片面3枚以内にまとめることとする。任意の様式で作成しても構わないが、任意の様式で作成する場合であったとしても、A3用紙片面3枚以内にまとめることとする。なお、提案書の構成等は問わず、図表や写真等の使用についても可能とする。

提出部数：提出部数は正本1部と副本10部(副本は正本の写しとすること。)とする。

提出方法：提出期限内に事務局に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送により期限内に到着しなかったものについては、理由を問わず受付できないものと

する。

6. 企画提案書を特定するための評価基準及び評価方法

- ・企画提案書などの資料の提出及び担当者からのプレゼンテーションを基に、提案内容のヒアリング審査を行い選定する。
- ・審査結果が同点となり、最優秀者が複数となった場合には、「道の駅富士吉田リニューアル設計業務に係る委託候補者評価委員会（以下、評価委員会という。）」の協議により、最上位者を決定する。なお、参加者が2者未満となった場合においてもプレゼンテーションを行い、評価委員会において、「道の駅富士吉田リニューアル設計業務公募型プロポーザル評価基準及び審査要領（以下、評価基準という。）」に基づき審査及び選考を行う。協議により基準を満たすと認められる場合には決定する。

7. ヒアリングの有無、ヒアリングの日程及び内容等

実施日：令和5年2月7日（水）（予定）。

詳細な開始時間は、別途通知する。

場 所：富士吉田市役所東庁舎 206会議室（2階）（予定）

内 容：プロポーザルの企画提案書等の説明とあわせてヒアリングを実施する。

8. 業者選定予定日

令和5年2月13日（火）（予定）

9. 結果公表の方法

審査結果については、参加業者すべてに「審査結果通知書」を交付し、富士吉田市のホームページにも結果を掲載する。なお、選定結果に関する異議申立等は、一切受け付けない。また、点数は非公表とする。

10. 予定価格（提案上限額）

34,991,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

11. 審査結果が同点となった場合の措置

最優秀者が複数となった場合には、評価委員会での協議により総合的に判断し、最も評価点が高い者の中から最終候補者を選定する。

12. 参加者が2者未満となった場合の措置

参加者が2者未満となった場合であっても評価委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

13. その他必要な事項

その他、必要な事項については、仕様書及び実施要項を参照すること。